

鳥取県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
おかだ内科クリニック	米子市夜見町3043-1	平成22年9月30日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医 院法勝寺内科クリニック	西伯郡南部町法勝寺286-4	〃